

住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるように

社会福祉法人 島本町社会福祉協議会

生活自立相談窓口

仕事や家庭、健康などのさまざまな問題によって**経済的に困っている方の相談**をお受けします。どうしたらよいのかを一緒に考え、役場やハローワークなどさまざまな関係機関と連携しながら、生活の自立に向けた支援を行います。



生活や仕事のことでも悩んでいませんか？

ひとりで悩まずに **ぜひご相談ください！**

〒618-0022 島本町桜井三丁目4番1号 ふれあいセンター1階



でんわ 075-962-5417

フリーダイヤル 0120-87-5417

ファックス 075-962-6325

メール info@shimasyakyo.or.jp

秘密厳守

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (土日祝日と年末年始はお休)

Q1. どんな人が対象ですか？

島本町在住で、経済的な理由で生活に困っている方が対象です。

ただし生活保護を受給されている方は除きます。

生活保護に関する相談は島本町役場福祉推進課へ(役場1階⑧番窓口・電話075-962-8454)

Q2. どんな相談ができますか？

生活や仕事についてのさまざまな相談に応じます。

- 収入が不安定 ●家計管理が苦手 ●借金や滞納があり生活が苦しい
- 失業した ●就職がうまくいかない ●社会に出るのが不安 など



Q3. どんな支援がありますか？

専門の相談員が生活状況や今後の希望をうかがい、ご本人と一緒に課題の解決に向けた計画(プラン)を立て、伴走型の支援を行います。

① 自立相談支援

個別に事情をうかがい、ご本人とともに自立に向けたプランを作成し、就労に向けた支援や、関係機関・サービスへのつなぎなど、自立に向けたさまざまな支援を行います。

② 家計相談支援

生活に困っている方のうち家計管理に問題を抱える方に対し、家計相談や家計管理指導、各種制度・サービスへのつなぎなどの支援を行います。

③ 住居確保給付金

離職により住まいを失った方や、そのおそれのある方に対し、期間を定めて家賃相当額を給付するとともに、就労に向けた支援を行います。

④ 一時生活支援

住まいを失った方に対し、宿泊場所や食事を一時的に提供します。

Q4. 相談するにはどうすればよいですか？

まずは、お電話やメールなどでご連絡ください。

ご連絡をお待ちしています！(連絡先は表面に記載)



この相談支援事業は、平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づく事業として、島本町から委託されている事業です。